

## 国家公務員の留学費用の償還等に関する状況

### 1 公表の趣旨

国家公務員が留学中又はその終了後5年以内に離職した場合、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）に基づき、留学費用相当額の全部又は一部を償還しなければならないこととされています。

本件は、令和2年度の留学費用の償還状況等を取りまとめ、その概要を公表するものです。

### 2 概要

令和2年度に新たに在外研修又は国内研修に係る費用の償還義務が発生した件数は59件（在外研修が38件、国内研修が21件）であり、令和3年8月1日までに55件が償還を終えています。

また、留学費用償還制度が創設された平成18年6月19日以降、令和2年度末までに留学を開始した件数の総数は5,920件であり、留学費用の償還義務が発生した件数の総数は416件となっています。

<表1 年度別留学費用の償還状況>

(件)

年度	当該年度に償還義務が生じた件数			研修の名称	
	うち留学期間 中離職	うち留学期間 終了後5年 以内離職			
令和2年度	59(55)	6(6)	53(49)	在外 <38>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政官長期在外研究員制度 25(23)</li> <li>・ 金融庁在外研究員制度 2(2)</li> <li>・ 外務省在外研修 9(9)</li> <li>・ 防衛省国外一般大学留学(修士課程) 2(2)</li> </ul>
				国内 <21>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防衛省国内一般大学留学(博士課程) 2(2)</li> <li>・ 防衛省防衛大学校理工学研究科留学(前期課程) 11(9)</li> <li>・ 防衛省防衛大学校理工学研究科留学(後期課程) 1(1)</li> <li>・ 防衛省防衛大学校総合安全保障研究科留学(前期課程) 1(1)</li> <li>・ 防衛省防衛医科大学校医学研究科留学 6(6)</li> </ul>
令和元年度	71(70)	3(3)	68(67)		
平成18年度～30年度 (平成18年6月19日以降)	286(279)	36(34)	250(245)		
総数	416(404)	45(43)	371(361)		

(注) ( )内は、令和3年8月1日までに留学費用の償還を終えている件数を表す。

<表2 年度別留学開始状況>

(件)

年度	当該年度に留学を開始した件数		
		うち在外	うち国内
令和2年度	381	224	157
令和元年度	443	263	180
平成18年度～30年度 (平成18年6月19日以降)	5,096	3,094	2,002
総数	5,920	3,581	2,339

【参考1】 研修ごとの年度別留学開始状況

【参考2】 留学費用償還制度の概要

以上

問合せ先	人事院人材局研修推進課 研修推進課長 西 桜子 研修企画官 羽鳥 良人 電話 (03)3581-1971 (直通)	問合せ先	内閣官房内閣人事局 参事官(研修担当) 小山 茂樹 参事官補佐 土屋 絢子 電話 (03)6257-3753 (直通)
------	--	------	--

## 研修ごとの年度別留学開始状況

(件)

研修の名称				留学期間	当該年度に留学を開始した件数			総数	
					平成18年度 (平成18年6月19日以降) ～ 平成30年度	令和元年度	令和2年度		
在 府 等 研 修	等全 研府 修省	人 事 院	行政官長期在外研究員制度	原則2年	1,743	141	120	2,004	
		文部科学省	宇宙関係在外研究員派遣制度	1年	2	0	0	2	
			原子力関係在外研究員派遣制度	1年	3	0	1	4	
	自 府 等 研 修	自 府 等 研 修	会計検査院	海外大学院等派遣研修	原則17か月	12	0	1	13
			警 察 庁	海外調査研究	1年	18	3	1	22
			金 融 庁	在外研究員制度	1年	48	5	3	56
			法 務 省	検事在外研究員(米国大学院コース)派遣制度	原則1年	2	0	0	2
			財 務 省	在外研究員制度	1年又は2年	84	9	6	99
			国 税 庁	在外研究員制度	原則1年	42	6	0	48
			経済産業省	海外調査研究員制度	原則1年	31	4	2	37
			特 許 庁	外国大学院課程履修研修	1年又は2年	53	5	1	59
			原子力規制庁	原子力規制委員会職員長期在外研究員制度	2年又は3年	3	1	0	4
			外 務 省	在外研修	2年又は3年	878	72	74	1,024
	研 修	防 衛 省	国外一般大学留学	( 修 士 課 程 )	1年又は2年	138	14	12	164
				( 博 士 課 程 )	原則3年	20	2	3	25
			裁 判 所	判事補海外留学研究員制度	1年	13	1	0	14
		国立印刷局	長期海外派遣研修	原則2年	4	0	0	4	
	小 計					3,094	263	224	3,581
	国 内 等 研 修	等全 研府 修省	人 事 院	行政官国内研究員制度	( 修 士 課 程 コース )	2年以内	179	18	13
				( 博 士 課 程 コース )	3年以内	34	3	3	40
自 府 等 研 修		会計検査院	会計専門職大学院派遣研修	原則2年	20	2	0	22	
			公共政策大学院(国際プログラム)派遣研修	原則2年	2	0	1	3	
		警 察 庁	情報通信職員国内大学院派遣制度	2年	3	0	1	4	
		金 融 庁	国内大学院派遣制度	2年	44	5	5	54	
		財 務 省	経済学等専門研修制度	1年又は2年	29	4	3	36	
			税関研修所大学委託研修制度	1年、2年又は3年	80	9	6	95	
			財務局経済学等研究員派遣制度	2年	10	2	2	14	
		国 税 庁	税務大学校研究科博士前期課程受講コース	原則15か月	93	10	10	113	
		文部科学省	放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度	1年	8			8	
			国内大学院派遣制度	2年以内	0	0	0	0	
文 化 庁		文化政策関係行政官国内研究員派遣制度	2年	2	0	0	2		
農林水産省		検査・監察部国内会計専門職大学院派遣制度	2年以内	3	2	0	5		
		国内大学院(事業構想修士)派遣制度	2年以内	0	1	0	1		
経済産業省		国内大学院経済等研修	2年以内	13	0	1	14		
特 許 庁		国内大学院課程履修研修	原則1年	30	0	1	31		
国土交通省		国内政策研究員派遣制度	2年	3	0	0	3		
海上保安庁		国内大学院派遣制度	期間の定めなし	25	6	4	35		
原子力規制庁		原子力規制委員会原子力規制行政官国内研究員制度	2年以内	15	3	1	19		
防 衛 省		国内一般大学留学	( 修 士 課 程 )	原則1年又は2年	207	23	16	246	
			( 博 士 課 程 )	原則3年又は4年	125	12	12	149	
		防衛大学校理工学研究科留学	( 前 期 課 程 )	2年	592	44	38	674	
	( 後 期 課 程 )		3年	55	4	7	66		
	防衛大学校総合安全保障研究科留学	( 前 期 課 程 )	原則2年	142	11	7	160		
		( 後 期 課 程 )	3年	26	0	0	26		
防衛医科大学校医学研究科留学	4年	254	21	26	301				
造 幣 局	派遣研修	期間の定めなし	1	0	0	1			
製品評価技術基盤機構	長期派遣研修制度	原則6か月以上2年以内	7	0	0	7			
小 計					2,002	180	157	2,339	
合 計					5,096	443	381	5,920	

- (注) 1 「研修の名称」及び「留学期間」は、年度により違いがある場合についても、令和2年度の名称及び期間で統一して表記した。  
2 「全府省等研修」とは、全府省等の職員を対象とする研修であり、「自府省等研修」とは、その所属職員を対象として実施する研修である。  
3 文部科学省「放射線対策行政官国内研究員(専門職大学院コース)制度」は平成25年3月31日で廃止となった。

# 留学費用償還制度の概要

国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成18年法律第70号)

留学中又は留学終了後早期に離職



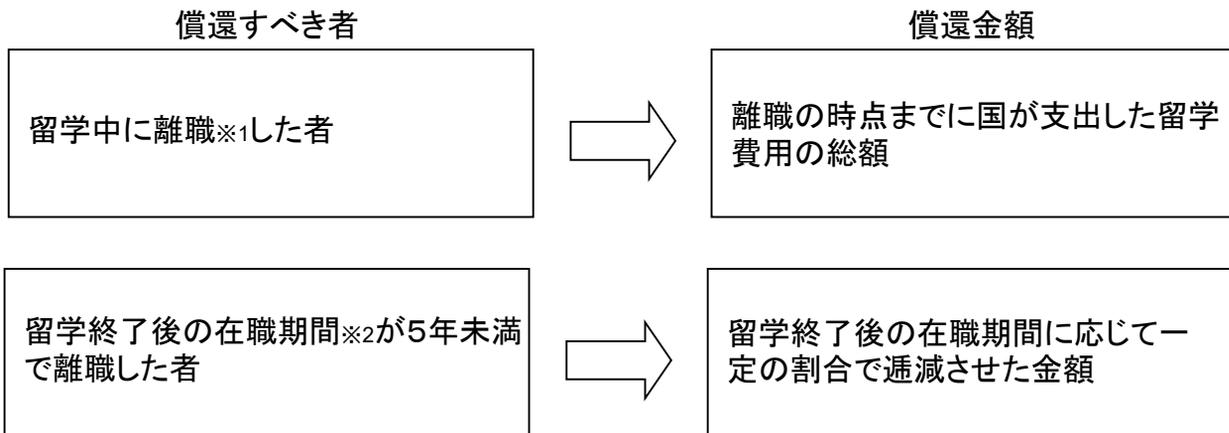
償還義務が発生

(留学費用を償還)

## ○ 留学とは…… ～ 償還の対象となる研修 ～

職員に国内外の大学院等の課程を履修させるため、その職員の同意を得て、職務命令により国が行う研修

## ○ 償還義務とは……



※1 償還義務を課す「離職」に含まれないもの

- ・ 死亡による離職
- ・ 分限免職のうち  
公務災害・通勤災害による心身故障の場合  
廃職・過員の場合
- ・ 人事交流のための退職 等

※2 「在職期間」に含まれないもの

- ・ 私傷病による病気休職の期間
- ・ 停職の期間
- ・ 育児休業の期間 等

